

平成25年生駒市議会（第1回）定例会議案

平成25年3月6日

生 駒 市

平成 25 年生駒市議会（第 1 回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
議案第 1 号	平成 25 年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	平成 25 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 3 号	平成 25 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計予算	別冊
議案第 4 号	平成 25 年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成 25 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成 25 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成 25 年度生駒市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 8 号	平成 25 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算	別冊
議案第 9 号	平成 25 年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 10 号	平成 25 年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 11 号	平成 24 年度生駒市一般会計補正予算(第 5 回)	1～12
議案第 12 号	平成 24 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 回)	13～17
議案第 13 号	平成 24 年度生駒市介護保険特別会計補正予算(第 2 回)	18～22
議案第 14 号	平成 24 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)	23～25
議案第 15 号	平成 24 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)	26～29
議案第 16 号	平成 24 年度生駒市水道事業会計補正予算(第 1 回)	30～31
議案第 17 号	生駒市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第 18 号	生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	33～34
議案第 19 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	35～37
議案第 20 号	生駒市行政財産使用料条例の制定について	38～40

議案第 21 号	生駒市交通遺児奨学金支給条例を廃止する条例の制定について	41
議案第 22 号	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 23 号	生駒市まちをきれいにする条例の一部を改正する条例の制定について	43～44
議案第 24 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45～48
議案第 25 号	生駒市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	49～53
議案第 26 号	生駒市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	54～56
議案第 27 号	生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	57～62
議案第 28 号	生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第 29 号	生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	64～65
議案第 30 号	生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について	66
議案第 31 号	市道路線の認定について	67
議案第 32 号	生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について	68
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	69

議案第 11 号

平成 24 年度生駒市一般会計補正予算（第 5 回）

平成 24 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 5 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 7 7 , 1 2 7 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 , 2 7 7 , 3 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 25 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		4,186,994	118,334	4,305,328
	2 国庫補助金	524,229	118,334	642,563
15 県支出金		1,967,416	4,380	1,971,796
	2 県補助金	560,225	4,380	564,605
18 繰入金		963,424	357,760	1,321,184
	1 基金繰入金	963,424	357,760	1,321,184
19 繰越金		1,192,519	43,153	1,235,672
	1 繰越金	1,192,519	43,153	1,235,672
21 市債		2,829,400	153,500	2,982,900
	1 市債	2,829,400	153,500	2,982,900
歳 入 合 計		34,600,255	677,127	35,277,382

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3, 567, 365	357, 760	3, 925, 125
	1 総務管理費	2, 752, 454	357, 760	3, 110, 214
3 民生費		11, 937, 310	12, 770	11, 950, 080
	1 社会福祉費	4, 386, 033	12, 770	4, 398, 803
5 産業経済費		326, 251	4, 380	330, 631
	1 農業費	155, 456	4, 380	159, 836
6 土木費		3, 232, 829	66, 000	3, 298, 829
	2 道路橋梁及び河川費	837, 149	57, 000	894, 149
	3 都市計画費	1, 366, 609	9, 000	1, 375, 609
8 教育費		4, 428, 952	236, 217	4, 665, 169
	2 小学校費	445, 407	2, 761	448, 168
	4 幼稚園費	823, 398	225, 294	1, 048, 692
	6 保健体育費	1, 125, 691	8, 162	1, 133, 853
歳 出 合 計		34, 600, 255	677, 127	35, 277, 382

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
産業経済費	農業費	土地改良事業	4,380
土木費	道路橋梁及び河川費	道路橋梁維持補修事業	48,348
		橋梁長寿命化修繕計画事業	4,000
		通学路安全対策事業	22,000
	都市計画費	都市計画調査策定事業	1,995
		公園整備事業	26,070
		北部地域整備促進事業	7,000
	住宅費	住宅施設整備事業	4,300
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	2,761
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	225,294
	保健体育費	体育施設整備事業	8,162

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
土木費	道路橋梁及び河川費	企業誘致関連道路整備事業	66,000	企業誘致関連道路整備事業	67,172
		道路新設改良事業	15,000	道路新設改良事業	122,265
		河川水路改修事業	32,700	河川水路改修事業	39,900
教育費	社会教育費	郷土資料館新設事業	129,700	郷土資料館新設事業	136,967

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学校教育施設 整備事業	128,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れ る場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合には その債権者と協定するものとし る。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利に借換 えることができる。
体育施設 整備事業	2,700	〃	〃	〃

2 変更

[単位 千円]

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
道路橋梁 及び河川 整備事業	94,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金 については その融資条 件により、 銀行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする 。ただし、 市財政の 都合により 据置期間 及び償還期 限を短縮 し、若しく は繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる 。	116,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金 については その融資条 件により、 銀行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする 。ただし、 市財政の 都合により 据置期間 及び償還期 限を短縮 し、若しく は繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる 。

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
4 土木費国庫補助金	180,923	31,350	212,273	2 道路橋梁及び河川費補助金	31,350	橋梁長寿命化修繕計画事業補助金 大谷線等道路舗装修繕事業補助金 通学路安全対策事業補助金	2,200 17,050 12,100
5 教育費国庫補助金	197,785	86,984	284,769	1 小学校費補助金	646	生駒南第二小学校地震補強事業補助金	
				3 幼稚園費補助金	84,988	俵口幼稚園地震補強事業交付金 俵口幼稚園大規模改造事業交付金 あすか幼稚園地震補強事業交付金 あすか幼稚園大規模改造事業交付金	26,194 10,090 36,460 12,244
				5 保健体育費補助金	1,350	市民体育館耐震事業補助金	
計	524,229	118,334	642,563				

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
4 産業経済費県補助金	4,594	4,380	8,974	1 農業費補助金	4,380	農地防災事業補助金	
計	560,225	4,380	564,605				

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 職員退職給与基金繰入金	30,425	357,760	388,185	1 職員退職給与基金繰入金	357,760		
計	963,424	357,760	1,321,184				

[単位 千円]

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	1,192,519	43,153	1,235,672	1 繰越金	43,153	前年度繰越金	
計	1,192,519	43,153	1,235,672				

[単位 千円]

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 土木債	130,400	22,500	152,900	1 道路橋梁及び河川債	22,500	道路整備事業債 通学路安全対策事業債	12,600 9,900
3 教育債	181,700	131,000	312,700	2 幼稚園債	128,300	俵口幼稚園耐震補強及び老朽改修事業債 あすか幼稚園耐震補強及び老朽改修事業債	84,500 43,800
				3 保健体育債	2,700	市民体育館整備事業債	
計	2,829,400	153,500	2,982,900				

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	[単位 千円]
				国県支出金	特定地方債	財源		一般財源	区分	金額		
						の	他					
1 一般管理費	1,757,781	357,760	2,115,541			357,760 (繰入)		357,760	3 職員手当等	357,760	退職手当	
計	2,752,454	357,760	3,110,214			357,760						

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	[単位 千円]
				国県支出金	特定地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額		
6 介護保険費	939,576	12,770	952,346				12,770	28 繰出金	12,770	介護保険特別会計繰出金	
計	4,386,033	12,770	4,398,803				12,770				

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債その他					
5 農地費	13,810	4,380	18,190	4,380 (県補)				13 委託料	4,380	ため池調査委託料
計	155,456	4,380	159,836	4,380						

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 道路橋梁維持費	246,226	57,000	303,226	31,350 (国補) 31,350	22,500		3,150	13 委託料	3,000	調査委託料
								15 工事請負費	50,000	道路維持補修工事 通学路安全対策工事
								19 負担金補助及び交付金	4,000	橋梁長寿命化負担金
計	837,149	57,000	894,149	31,350	22,500		3,150			

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定地方債	財源 その他	一般財源	区分	金額	
6 生駒駅前市街地再開発事業費	302,145	9,000	311,145				9,000	28 繰出金	9,000	生駒駅前市街地再開発事業特別会計繰出金
計	1,366,609	9,000	1,375,609				9,000			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	[単位 千円]	
						国県支出金	特定地方債	財源 その他の	一般財源	区分	金額			
3 小学校施設整備費			41,518	2,761	44,279	646 (国補) 646			2,115	13 委託料	2,761	建物構造調査委託料		
計			445,407	2,761	448,168	646			2,115					

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

〔単位 千円〕

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他の				
2 幼稚園施設整備費	42,363	225,294	267,657	84,988 (国補) 84,988	128,300	12,006	13 委託料	4,657	監理等委託料	
							15 工事請負費	220,637	俵口幼稚園耐震補強及び老朽改修工事 あすか幼稚園耐震補強及び老朽改修工事	
計	823,398	225,294	1,048,692	84,988	128,300	12,006				

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

〔単位 千円〕

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他の				
2 体育施設費	258,548	8,162	266,710	1,350 (国補) 1,350	2,700		4,112	13 委託料	8,162	設計委託料
計	1,125,691	8,162	1,133,853	1,350	2,700		4,112			

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(47) 752		3,163,197	3,172,590	6,335,787	1,097,858	
補正前	(47) 752		3,163,197	2,814,830	5,978,027	1,097,858	
比較	(0) 0		0	357,760	357,760	0	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	107,841	104,833	1,140	205,459	21,789	204,251	37,000
	補正前	107,841	104,833	1,140	205,459	21,789	204,251	37,000
	比較	0	0	0	0	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
9,800	69,317	39,129	1,046,227	886,978	438,826
9,800	69,317	39,129	688,467	886,978	438,826
0	0	0	357,760	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増減分		
		その他の増減分		職員数の異動状況 補正後 人 補正前 人 比 較 人 採用・退職の状況等 採用者 人 退職者 人
職員手当	357,760	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	退職に伴う増加分	扶養手当 千円 夜間勤務手当 千円
				管理職手当 千円 通勤手当 千円
				管理職員特別勤務手当 千円 住居手当 千円
				地域手当 千円 退職手当 千円 357,760
				特殊勤務手当 千円 期末手当 千円
				時間外勤務手当 千円 勤勉手当 千円
				休日勤務手当 千円

議案第 12 号

平成 24 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 回)

平成 24 年度生駒市の生駒駅前市街地再開発事業特別会計の補正予算(第 1 回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 99,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,268,932 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 25 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		553,027	49,500	602,527
	1 国庫補助金	553,027	49,500	602,527
3 繰入金		302,145	9,000	311,145
	1 一般会計繰入金	302,145	9,000	311,145
5 市債		118,200	40,500	158,700
	1 市債	118,200	40,500	158,700
歳 入 合 計		1,169,932	99,000	1,268,932

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		1,109,432	99,000	1,208,432
	1 事業費	1,109,432	99,000	1,208,432
歳 出 合 計		1,169,932	99,000	1,268,932

第 2 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
事 業 費	事 業 費	生駒駅前北口第二地区等市街地再開発事業	6 5 6 , 0 0 0

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
都 市 計 画 業 事	118,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも のとする。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。	158,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも のとする。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。

歳 入 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(款) 1 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事業費国庫補助金	553,027	49,500	602,527	1 事業費補助金	49,500	生駒駅前市街地再開発事業補助金
計	553,027	49,500	602,527			

[単位: 千円]

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	302,145	9,000	311,145	1 一般会計繰入金	9,000	
計	302,145	9,000	311,145			

[単位: 千円]

(款) 5 市債

(項) 1 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事業債	118,200	40,500	158,700	1 事業債	40,500	都市計画事業債
計	118,200	40,500	158,700			

[単位: 千円]

歳 出

(款) 1 事業費

(項) 1 事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 国県支出金	定 地方	財 政	源 その他	一般財源	区分		金額
1 事業費	1, 109, 432	99, 000	1, 208, 432	49, 500 (国補) 49, 500	40, 500		9, 000	13 委託料	66, 000	生駒3号歩行者専用道等整備工事委託料	
								19 負担金補助及び交付金	33, 000	公共施設管理者負担金	
計	1, 109, 432	99, 000	1, 208, 432	49, 500	40, 500		9, 000				

[単位 千円]

議案第 13 号

平成 24 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 24 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 2 , 1 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 3 1 8 , 2 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		1, 511, 407	26, 276	1, 537, 683
	1 介護保険料	1, 511, 407	26, 276	1, 537, 683
3 国庫支出金		1, 127, 717	16, 820	1, 144, 537
	1 国庫負担金	1, 062, 281	16, 534	1, 078, 815
	2 国庫補助金	65, 436	286	65, 722
4 支払基金交付金		1, 716, 979	29, 626	1, 746, 605
	1 支払基金交付金	1, 716, 979	29, 626	1, 746, 605
5 県支出金		917, 240	16, 668	933, 908
	1 県負担金	841, 131	16, 668	857, 799
7 繰入金		939, 392	12, 770	952, 162
	1 一般会計繰入金	925, 704	12, 770	938, 474
歳 入 合 計		6, 216, 085	102, 160	6, 318, 245

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		5, 847, 074	102, 160	5, 949, 234
	1 介護サービス等諸費	5, 516, 987	87, 930	5, 604, 917
	4 特定入所者介護サービス等費	207, 668	14, 230	221, 898
歳 出 合 計		6, 216, 085	102, 160	6, 318, 245

歳 入 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分 金 額		
1 第1号被保険者保険料	1,511,407	26,276	1,537,683	1 現年度分特別徴収保険料	26,276		
計	1,511,407	26,276	1,537,683				

[単位 千円]

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分 金 額		
1 介護給付費負担金	1,062,281	16,534	1,078,815	1 現年度分	16,534		
計	1,062,281	16,534	1,078,815				

[単位 千円]

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分 金 額		
1 調整交付金	16,372	286	16,658	1 現年度分調整交付金	286		
計	65,436	286	65,722				

[単位 千円]

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	1,706,620	29,626	1,736,246	1 現年度分	29,626	
計	1,716,979	29,626	1,746,605			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	841,131	16,668	857,799	1 現年度分	16,668	
計	841,131	16,668	857,799			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費繰入金	730,885	12,770	743,655	1 現年度分	12,770	
計	925,704	12,770	938,474			

歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	[単位 千円]
				特定財源			一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債	その他						
1 介護サービス等給付費	5,184,367	79,604	5,263,971	26,096 (国負) 12,633 (国補) 222 (県負) 13,241	33,038 (基) 23,086 (繰入) 9,952		20,470	19 負担金補助及び交付金	79,604	居宅介護サービス給付費 施設介護サービス給付費	11,921 67,683	
2 介護予防サービス等給付費	332,620	8,326	340,946	2,727 (国負) 1,393 (国補) 24 (県負) 1,310	3,454 (基) 2,414 (繰入) 1,040		2,145	19 負担金補助及び交付金	8,326	介護予防サービス給付費		
計	5,516,987	87,930	5,604,917	28,823	36,492		22,615					

(款) 2 保険給付費

(項) 4 特定入所者介護サービス等費

（表） 4 特定入所者介護サービス費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源		区分	金額	
					地方債	その他			
1 特定入所者介護サービス費	207,668	14,230	221,898	4,665 (国負) 2,508 (国補) 40 (県負) 2,117	5,904 (基) 4,126 (繰入) 1,778	3,661	19 負担金補助及び交付金	14,230	特定入所者介護サービス費
計	207,668	14,230	221,898	4,665	5,904	3,661			

平成 24 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

平成 24 年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,050 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,306,196 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,035,429	35,050	1,070,479
	1 後期高齢者医療保険料	1,035,429	35,050	1,070,479
歳 入 合 計		1,271,146	35,050	1,306,196

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		1,227,087	35,050	1,262,137
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	1,227,087	35,050	1,262,137
歳 出 合 計		1,271,146	35,050	1,306,196

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 後期高齢者医療保険料	1,035,429	35,050	1,070,479	2 現年度分普通徴収保険料	35,050	
計	1,035,429	35,050	1,070,479			

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

（表） 1 仮称同郡市広域連合新円並

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			区 分	金 額			
				国県支出金	地方債	その他の財源					
									一般財源		
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 227, 087	35, 050	1, 262, 137			35, 050 (保)	35, 050	19 負担金補助及び交付金	35, 050	後期高齢者医療広域連合負担金	
計	1, 227, 087	35, 050	1, 262, 137			35, 050	35, 050				

[単位 千円]

[単位 千円]

平成 24 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）

平成 24 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 4 6 2, 5 5 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 25 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 市債		562,500	3,500	566,000
	1 市債	562,500	3,500	566,000
歳 入 合 計		2,459,057	3,500	2,462,557

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		1,824,898	3,500	1,828,398
	1 下水道費	1,824,898	3,500	1,828,398
歳 出 合 計		2,459,057	3,500	2,462,557

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	流域下水道事業	3,500

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	70,000	公共下水道管渠整備事業	450,000

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	22,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ する場合 について、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも とする。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換え ることができる。	26,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ する場合 について、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも とする。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換え ることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 6 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 下水道債	562,500	3,500	566,000	1 下水道債	3,500	流域下水道事業債
計	562,500	3,500	566,000			

歳出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				国県支出金	特定財源		一般財源	区 分	金 額	
					地方債	その他				
5 流域下水道事業費	22,503	3,500	26,003		3,500			19 負担金補助及び交付金	3,500	大和川上流流域下水道事業建設負担金
計	1,824,898	3,500	1,828,398		3,500					

議案第 16 号

平成 24 年度生駒市水道事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 平成 24 年度生駒市水道事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 24 年度生駒市水道事業会計予算第 4 条本文括弧書中に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「686,664 千円」を「808,414 千円」、過年度分損益勘定留保資金「646,664 千円」を「768,414 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的収入	206,773	-52,750	154,023
第 4 項 補 助 金	72,500	-52,750	19,750

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	893,437	69,000	962,437
第 1 項 建設改良費	815,211	69,000	884,211

平成 25 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

平成24年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 資本的收入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 収 入			206,773	-52,750	154,023	
	4 補助金		72,500	-52,750	19,750	
		1 国 庫 補助金	72,500	-52,750	19,750	ライフライン機能強化等 事業費補助金 19,750 小水力発電施設補助金 -72,500

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 支 出			893,437	69,000	962,437	
	1 建設 改良費		815,211	69,000	884,211	
		1 新 設 改良費	783,684	69,000	852,684	工事請負費

議案第 17 号

生駒市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山 下 真

生駒市暴力団排除条例の一部を改正する条例

生駒市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月生駒市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 32 条の 2 第 1 項」を「第 32 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 47 年 10 月生駒市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

(生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第 3 条 生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年 3 月生駒市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第4条 生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

第1条中「生駒市障害程度区分認定審査会」を「生駒市障害支援区分認定審査会」に改める。

(生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第5条 生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第6条 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定並びに次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考第5項中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に、「障害程度区分認定審査会委員」を「障害支援区分認定審査会委員」に改める。

議案第 19 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 7 月生駒市条例
第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエン
ザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第 8 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

住居手当は、自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 12,0
00 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が
設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定
める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲
げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額
）に相当する額とする。

(1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から

12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

第14条の4第1項中「第183条において準用する場合を含む。）」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加える。

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及びその所有に係る住宅（水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で管理者」を「で水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「を除く。）には」の次に「、平成25年3月31日までの間」を加える。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第2条第1項及び第

14条の4第1項の改正規定 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行
の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

生駒市行政財産使用料条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市行政財産使用料条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可（以下「使用許可」という。）を受けてする行政財産の使用につき徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第 2 条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第 3 条 土地を使用する場合の使用料の年額は、市長の評定した土地価格に 100 分の 4 を乗じて得た額とする。

2 建物の全部を使用する場合の使用料の年額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 市長の評定した建物価格に 100 分の 7 を乗じて得た額

(2) 当該建物の敷地の用に供する土地について前項の規定により算出した額

- 3 建物の一部を使用する場合の使用料の年額は、前項の規定により算出した当該建物の使用料の額に、当該建物の延べ面積に対する使用部分の面積の割合を乗じて得た額とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、生駒市道路占用料に関する条例（昭和35年6月生駒市条例第9号）別表に掲げる工作物、物件又は施設を設置するために土地又は建物を使用する場合の使用料の額は、同表の規定に準じて算出した額とする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の使用料の額は、市長が定める額とする。
- (1) 使用料の額が前各項の規定によることが適当でないと市長が認める場合
 - (2) 土地及び建物以外の行政財産を使用する場合
- 6 第1項から第3項までの規定により使用料を算出する場合において、使用許可の期間が1年に満たないときは、日割りにより使用料の額を算出するものとする。
- 7 第1項から第3項までの規定により算出した使用料の額に10円未満の端数がある場合は、その端数を10円に切り上げるものとする。
- 8 第1項から第3項までの規定により算出した使用料の額が100円未満である場合における使用料の額は、100円とする。

（使用料の徴収方法等）

第4条 使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、使用料を後納とし、又は分割して納付させることができる。

- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者がその責めに帰すことができない理由により使用することができない場合その他特別の事情があると認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に使用する場合
- (2) その他市長が特に必要があると認める場合
(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 7 条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えない場合は、5 万円）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用する。

議案第 21 号

生駒市交通遺児奨学金支給条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市交通遺児奨学金支給条例を廃止する条例

生駒市交通遺児奨学金支給条例（昭和 45 年 3 月生駒市条例第 13 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の生駒市交通遺児奨学金支給条例の規定により交通遺児奨学金の受給資格の認定を受けている者については、同条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第 22 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年 12 月生駒市条例第 32
号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

容量 70 リットルの 指定袋 1 袋につき	121 円
---------------------------	-------

を
」

「

容量 90 リットルの 指定袋 1 袋につき	157 円
容量 70 リットルの 指定袋 1 袋につき	121 円

に改める。
」

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定め
る日から施行する。

議案第 23 号

生駒市まちをきれいにする条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市まちをきれいにする条例の一部を改正する条例

生駒市まちをきれいにする条例（平成 22 年 9 月生駒市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

（命令及び公表）

第 20 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命ずることができる。ただし、第 8 条、第 9 条、第 11 条第 1 項又は第 13 条の規定に違反している者に対する場合にあっては、期限を定めることを要しない。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わなかった者の住所及び氏名（法人等にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 命令の内容及び違反の事実

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となる者の権利利益に十分に配慮しなければならない。

本則に次の 1 条を加える。

(過料)

第 22 条 第 8 条又は第 9 条の規定に違反し、かつ、第 20 条第 1 項の規定による命令に従わなかった者は、2 万円の過料に処する。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生駒市都市計画道路菜畑乙田線沿道地区整備計画区域の項中「都市計
画法」の次に「第 21 条第 2 項において準用する同法」を加え、「平成 13 年 5
月 15 日生駒市告示第 92 号」を「平成 24 年 12 月 6 日生駒市告示第 187 号
」に改め、同表に次のように加える。

生駒市翠光台地区整 備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示され た平成 24 年 12 月 6 日生駒市告示第 188 号に定 める大和都市計画生駒市翠光台地区地区計画の区域 のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

生駒市翠光 台地区整備 計画区域	低層住宅専 用地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号 に係るもの。ただし、長屋住宅及 び重ね建て住宅を除く。次項にお いて同じ。） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 3 診療所（患者の収容施設を持つ ものを除く。） 4 巡査派出所、公衆電話所その他 これらに類する別表第3（い）項に 掲げる公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各項の建築物に附属するもの （別表第3（え）項に掲げるものを 除く。）	1 6 5 平方 メートル	道路に面する側 にあっては、1 ． 5 平方メー トル以 上	1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2． 3メー トル以下で、か つ、床面積の合 計が5平方メー トル以内である もの			
	沿道利用地 区	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号 に係るもの） 2 1階以下の部分を居住の用に供 する共同住宅 3 寄宿舎又は下宿 4 工場（自家販売のために食品製 造業（食品加工業を含む。）を営む パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋そ の他これらに類するものを営むも ので作業場の床面積の合計が5 0 平方メートル以内のもの（原動機 を使用する場合にあっては、その 出力の合計が0． 7 5キロワット 以下のものに限る。）を除く。） 5 ホテル又は旅館 6 畜舎（ペットとして飼育する 犬、猫等の小動物の畜舎で床面積 の合計が1 5 平方メートル以下の	1， 0 0 0 平方メー トル	低層住宅専用 地に面する側 にあっては3メー トル以上、道路 に面する側にあ っては1． 5メ ートル以上	1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2． 3メー トル以下で、か つ、床面積の合 計が5平方メー トル以内である もの			1 2メー トル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるものをいう。

(2) 管理不全な状態 建物その他の工作物が、次のいずれかに掲げる状態をいう。

ア 老朽化又は台風等の自然災害により倒壊するおそれ又は建築材等が飛散するおそれがある危険な状態かつ他人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態

イ 不特定者の侵入による火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態

(3) 所有者等 市内に所在する建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

(4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家等が管理不全な状態にあることにより害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(空き家等の適正管理)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

(支援)

第5条 市長は、空き家等の所有者等に対し、特に必要があると認められるときは、空き家等が管理不全な状態にならないための必要な支援をするものとする。

(情報提供)

第6条 市民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第7条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は第4条に規定する管理が行われていないと認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。

2 市長は、前項の実態調査を行う場合において必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、当該空き家等及びその敷地に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(所有者等不明時の応急措置)

第8条 市長は、前条の実態調査により、空き家等が管理不全な状態と認められる場合において当該空き家等の所有者等が判明しないときは、管理不全な状態を回避するための最低限の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、遅滞なく告示するものとする。

3 市長は、第1項の措置を講じた後に当該空き家等の所有者等が判明したときは、当該空き家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(助言、指導及び勧告)

第9条 市長は、第7条の実態調査により、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態であるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、空き家等の所有者等が正当な理由なく前条第2項の規定による勧告に従わないときは、当該空き家等の所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により必要な措置を講ずるよう命じようとするときは、生駒市空き家等適正管理委員会の意見を聴くことができる。

(公表)

第11条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該空き家等の所有者等の住所及び氏名（法人等にあつては、主たる事

務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(2) 当該空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る空き家等の所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(所有者等の同意による代行措置)

第12条 市長は、第9条第1項の助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を行った場合において、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、空き家等の所有者等の同意を得て、当該危険を回避するために必要と認める最低限の措置を講ずることができる。

2 市長は、空き家等の所有者等から第10条の規定による命令に係る措置を履行することができない旨の申出があったときは、当該空き家等の所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができる。

3 市長は、前2項の措置を講じたときは、当該空き家等の所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。

(代執行)

第13条 市長は、第10条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該空き家等の所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該空き家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、空き家等の管理不全な状態を解消するために必要があると認

めるときは、関係機関に第7条及び第9条から第11条までの規定による実態調査、助言、指導、勧告、命令及び公表の内容を提供し、必要な協力を要請することができる。

(空き家等適正管理委員会)

第15条 空き家等の適正な管理に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、生駒市空き家等適正管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市職員

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了したときまでとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

議案第 26 号

生駒市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市都市公園条例の一部を改正する条例

生駒市都市公園条例（昭和 45 年 3 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）」を「第 1 章 総則（第 1 条）
第 1 章の 2 都市公園及び公園施設の設置基準（第 2 条—第 2 条の 4）」に改める。

第 1 条の次に次の章名を付する。

第 1 章の 2 都市公園及び公園施設の設置基準

第 2 条を次のように改める。

（市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第 2 条 本市の区域内の都市公園の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、12 平方メートル以上とし、本市の市街地の都市公園の当該市街地の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とする。

第 2 条の次に次の 3 条を加える。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第 2 条の 2 市長は、次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれ

その特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 1の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項で定める特別の場合においては、次条で定める範囲内でこれを超えることができる。

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第2条の4 令第6条第1項第1号に掲げる場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 27 号

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例

生駒市営住宅条例（平成 9 年 12 月生駒市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）」を「第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）
第 1 章の 2 市営住宅及び共同施設の整備（第 3 条の 2―第 3 条の 16）」に改める。

第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 章の 2 市営住宅及び共同施設の整備

（健全な地域社会の形成）

第 3 条の 2 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第 3 条の 3 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第 3 条の 4 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的

な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の5 市営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の7 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第3条の8 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るた

めの措置が講じられていなければならない。

- 4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

（住戸の基準）

第3条の9 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

- 2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

- 3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

（住戸内の各部）

第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

（共用部分）

第3条の11 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利

便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第3条の12 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第3条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第6条第1号イ中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同条第2号アを次のように改める。

ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として次項で定める場合 214,000円

第6条第2号イ中「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のア又はイに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの

(ア) 身体障害 前項第1号イ(ア)に規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 前項第1号ウ、エ、カ又はキに該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合

(4) 同居者に高等学校その他の市長が定めるものに在学している18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者をいう。）がある場合

第7条第1項中「前条第1号から第4号まで」を「前条第1項第1号から第4

号まで」に改め、同条第２項中「前条第２号イ」を「前条第１項第２号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条第３項中「前条第３号」を「前条第１項第３号」に、「同条第１号から第４号まで」を「同項第１号から第４号まで」に改める。

第１２条第１項中「、公営住宅法施行規則第１０条で定めるところにより」を削り、同条第２項中「入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合においては」に改め、同項に次の各号を加える。

- (１) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第６条第１項第２号に掲げる金額を超える場合
- (２) 入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合

第２８条第１項中「第６条第２号」を「第６条第１項第２号」に改める。

第６４条の２第１項中「第６条第５号」を「第６条第１項第５号」に改める。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第 28 号

生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市再開発住宅条例の一部を改正する条例

生駒市再開発住宅条例（平成 6 年 7 月生駒市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 6 条第 1 号から第 4 号まで」を「第 6 条（第 1 項第 5 号を除く。）」に、「第 6 条第 2 号ア」を「第 6 条第 1 項第 2 号ア」に、「令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額」を「214,000 円」に、「令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を「158,000 円」に改める。

第 22 条第 1 項の表中「入居者が身体障害者である場合その他の公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。）第 6 条第 4 項」を「市営住宅条例第 6 条第 1 項第 2 号ア」に、「入居者が身体障害者である場合その他の令第 6 条第 4 項」を「市営住宅条例第 6 条第 1 項第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「令」を「公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和 35 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「890 円」を「840 円」に、「1, 290 円」を「1, 240 円」に、「1, 930 円」を「1, 880 円」に、「5, 030 円」を「4, 980 円」に、「9, 330 円」を「9, 280 円」に、「15, 630 円」を「15, 580 円」に、「23, 730 円」を「23, 680 円」に、「35, 930 円」を「35, 880 円」に、「180 円」を「173 円」に、「205 円」を「198 円」に、「280 円」を「273 円」に、「340 円」を「333 円」に、「380 円」を「373 円」に、「135 円」を「128 円」に、「700 円」を「693 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市水道事業給水条例別表第 2 の規定は、平成 25 年 4 月分以後

のものとして徴収する料金について適用し、同年３月分までのものとして徴収する料金については、なお従前の例による。

生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒ふるさとミュージアム

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社地域文化財研究所

大阪府東大阪市岩田町 1 丁目 17 番 9 号

- 3 指定の期間

生駒ふるさとミュージアム条例（平成 24 年 10 月生駒市条例第 37 号）の
施行の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

平成 25 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 31 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）
第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	辻東垣内線支線10号	辻町652番3先 辻町688番5先

平成25年3月6日提出

生駒市長 山下 真

生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について

生駒市政治倫理審査会の委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市政治倫理条例（平成２０年６月生駒市条例第２５号）第８条第４項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 奈良県奈良市●●●●●●●●●●●●

氏 名 景 山 良 一

生年月日 昭和●●年●●月●●日

[illegible]

氏 名 横 田 保 典

生年月日 昭和●●年●月●●日

住　所　大阪府東大阪市●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 上 崎 哉

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成25年3月6日提出

生駒市長 山下 真

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 上 田 光 男

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 中 谷 章 子

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●●●

氏 名 辻 村 万 里 子

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 甲 斐 聡 子

生年月日 昭和●●年●月●●日

平成25年3月6日提出

生駒市長 山 下 真